

Q10. 知り合いが、法人等から不当な勧誘を受けて寄附をした結果、その家族の生活レベルが著しく低下し、学費や食費にも事欠くような状態が生じているようです。このような不当な寄附や勧誘に関する情報提供ができる窓口はありますか。

○ 消費者庁消費者政策課寄附勧誘対策室

消費者庁消費者政策課寄附勧誘対策室では、法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為に関する情報をウェブフォーム及び書面で受け付けています。令和5年4月1日以降の法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為があれば、情報提供をお願いいたします。提供のあった情報は、法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為の調査のために活用させていただきます。

この法律によって、どのような寄附の勧誘が禁止されているのかや、寄附の勧誘を行うに当たって、どのような事柄について法人等が「十分に配慮」しなければならないとされているのかについては、[こちら](#)を御覧ください。

なお、個別の金銭的トラブルを解決したい場合には、最寄りの消費生活センター（188【局番なし】）又は法テラス（靈感商法等対応ダイヤル：0120-005931）に相談してください。

（情報提供方法）

オンライン又は書面

（https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/inquiry/）